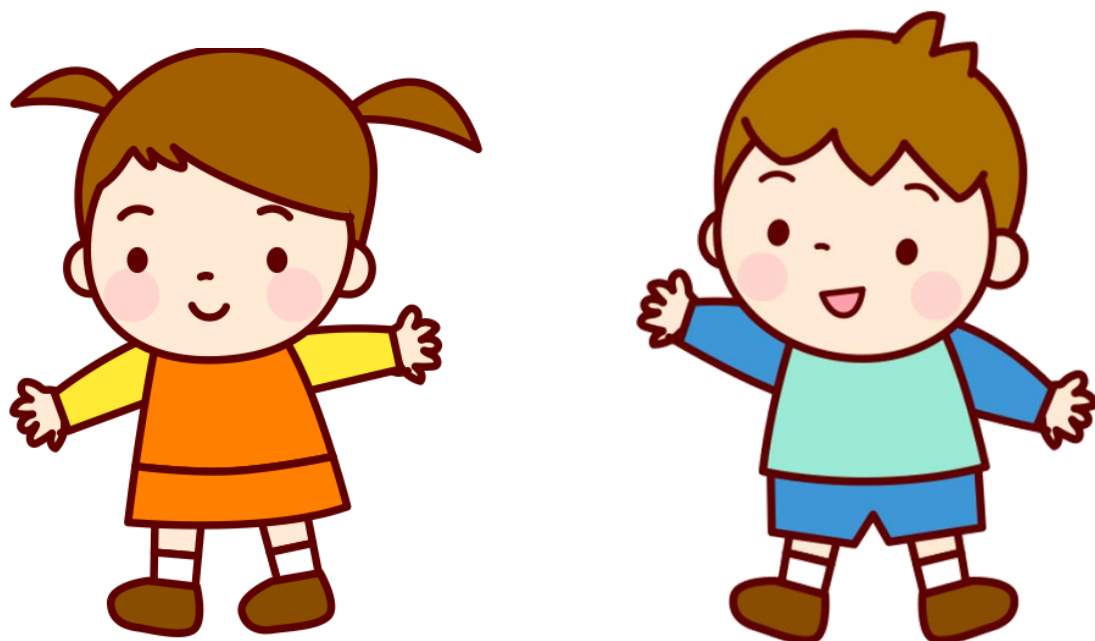


令和8年度
こどもの居場所等運営補助金
の手引き



令和8年5月

岡山市 岡山っ子育成局 こども福祉課

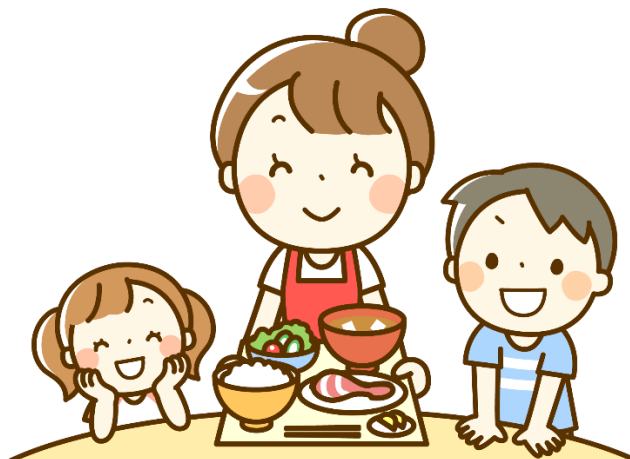
目次

1	目的	1
2	対象となる団体	1
3	対象となる取組	1
4	補助対象期間	2
5	対象となる経費	3
6	補助対象外経費	4
7	補助金額	5
8	補助金の計算	6
9	補助金の申請	8
10	補助金の交付決定	9
11	実績報告書の提出	9
12	補助金の額の確定	10
13	その他（注意事項）	10
14	補助金の流れ（申請から補助金交付まで）	12

補助金の交付申請及び実績報告にあたっては、この手引きのほか、岡山市ホームページに掲載している記入例等も確認してください。

岡山市ホームページ こどもの居場所等運営補助金

検索



1 目的

こども食堂や学習支援などの「こどもの居場所」は食事や学習機会の提供のみならず、こどもが地域とつながり、安心して健やかに成長できる場所でもあります。

この補助金は、運営経費を補助することにより、こどもの居場所の安定的な運営及び活動内容の充実を図り、居場所づくりを行う団体の取組みを応援することを目的とします。

2 対象となる団体

岡山市内で、こどもの居場所づくりを目的とした取組を自主的に行っている団体であり、かつ、以下の内容を全て満たすことを要件とします。

- (1) 岡山市内に本拠があり、市内で取組を行う団体(グループ)であること
※法人格の有無は問いません。なお、個人の申請はできません。
- (2) 参加するこどもや若者に条件等を付さず、原則受け入れること
※こどもとは、岡山市内に住所を有する18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を指します。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団または暴力団と密接な関係のある団体の構成員を含まない団体であること
- (4) 活動内容が公序良俗に反しない団体であること
- (5) 政治、宗教又は営利活動を行う団体でないこと
- (6) 特定の技能向上を目指す教室事業や競技を目的とする団体でないこと

3 対象となる取組

(1) 取組内容

岡山市内で、こどもや若者を対象に、以下①～⑤までのいずれか又は複数の取組を実施するものを対象とします。

① こども食堂

こどもが一人でも安心して参加でき、無料又は安価でおいしい食事を地域の大人やこどもと団らんしながら共有する取組

② 学習支援

落ち着いた学習の場を整え、こどもの学習をサポートし、学習習慣を身に着けたり学ぶ意欲を支援する取組

③ プレーパーク

公園等で、こどもが工夫して自然の素材を使った遊びや季節を感じる遊びなどができる取組

- ④ フリースペース
こどもが安心して自由に好きなことをして過ごせる場所を開放する取組
- ⑤ ユースセンター
こどもや若者が集い、さまざまな活動を通じて学びや交流を深めるための場を開放する取組

(2) 補助の要件

岡山市内において(1)の取組を実施し、以下の要件を全て満たすものとします。

- ① こどもや若者を広く対象とするこどもの居場所であること
- ② 1年度の開催回数が12回以上、又は6回以上11回以下の回数でこどもの居場所を開催し、継続的な活動が見込まれること
- ③ 開催時に常駐できる責任者及び活動の補助ができるスタッフを各1名以上配置すること
- ④ こどもの様子を見守り、必要に応じて各種支援機関(こども家庭センター、学校、こども総合相談所などの行政機関のほか、特定非営利活動法人や地域団体など、こどもの健全育成や子育てを支援する機関)と連携を図ること
- ⑤ こどもの参加費は無料又は実費を超えない程度の低廉な額であること
※こども食堂・おやつを提供する場合 …こども食堂は概ね 200 円以下、おやつの提供は概ね 100 円以下
※それ以外の場合 …概ね 500 円以下
- ⑥ 食事の提供にあたっては、食品事故防止に努めるとともに、必要な衛生管理を徹底すること。また、食物アレルギーを原因とした事故等の防止に努めること

【注意事項】

- ・政治、宗教、営利活動を目的とする事業は対象外です。
 - ・公序良俗に反するおそれがあると認める事業は対象外です。
 - ・岡山市又は国や他の地方公共団体から委託・補助を受けている取組は対象外です。
(例) 岡山市外遊び体験推進事業など
- ※ただし、岡山県子ども食堂応援基金との併用は可能です。

4 補助対象期間

令和8年4月1日 ~ 令和9年3月31日

申請日以前の補助対象経費も対象になります。

※実績報告書を提出するとき、事業実施日等が確認できる書類(領収書又はレシート)を提出していただきます。

5 対象となる経費

すべての経費は、対象となる取組の実施に必要な場合であって、下表に示す区分及び内容に記載されているものに限り、補助の対象となります。

(1) 基本活動費

区 分	内 容
備品購入費・ 需用費	(1) 調理器具（調理に要する鍋やフライパン等の器具）や食器等 (2) 什器類（机、椅子、棚、カーペット等） (3) 家電類 電子レンジやポット、冷蔵庫等の事業に必要な家電類 テレビ、録画機器等は活動に必要不可欠な場合を除き、原則として対象外とする。 (4) 事業に必要な遊具類 トランプ等のカードゲーム類、将棋等のボードゲーム類、スポーツ用品等、簡易なもの (5) チラシ等作成費 広告宣伝のためのチラシ等を印刷する費用や、 チラシ作成に係るパソコンやプリンター等 (6) 書籍費 事業に必要と認められる書籍（学習支援に使用する参考書など） (7) その他 事業の実施に必要な事務用品費等
通信運搬費	郵送料、配送・運送料 等 ※1
交通費	活動者(構成員)の交通費 等 ※2
保険料	ボランティア活動保険 等
使用料	取組で使用する会場や器材等の使用料に係る費用 ※3
広報費	事業PRや募集に係るチラシ印刷、ウェブサイトの作成費用 等
その他経費	その他市長が認める経費 疑義が生じた場合には、契約・購入・支出前に市に事前相談すること

※1 他の事業と本事業の費用とが明確に区分できる場合に限りです。

※2 食材購入や物品運搬に係る公共交通機関の運賃や駐車料金です。

※3 団体や団体関係者が所有する物件等の会場使用料は認められません。

(2) 食材費

区 分	内 容
食材費	食糧・食材等の仕入れ、購入に係る費用

・(1)(2)の上表に記載がある経費でも、他の事業でも併用するものなど、補助対象事業の経費と他の事業の経費を明確に切り分けることが難しいものについては、原則、補助対象外です。

・補助対象になるか不明な場合は、事前に岡山市こども福祉課にお問い合わせください。

・経費の内容を確認した結果、補助対象として認められない経費については、既に支出済であったとしても、自己負担(補助対象外)となります。

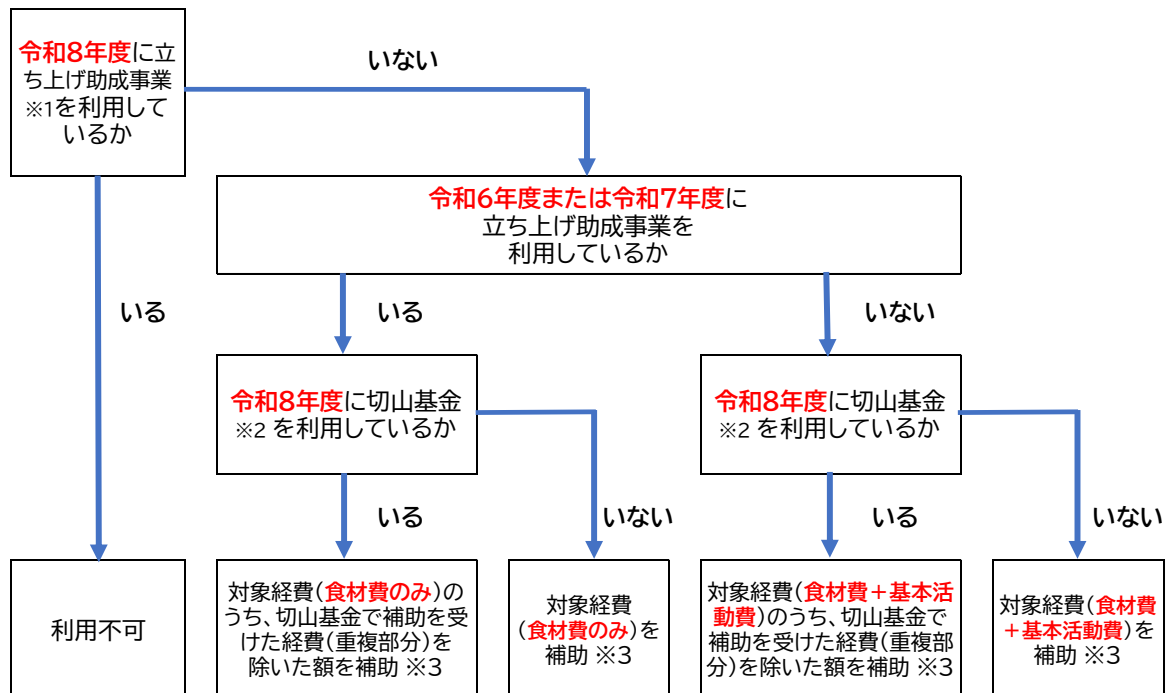
6 補助対象外経費

次の経費は補助の対象となりません。

- (1) 専ら団体構成員の親睦を目的とした飲食費や娯楽費、他団体への寄付・交際費など、この補助金を受けて実施する取組に直接関係しない経費
- (2) インターネット回線使用料、プロバイダー料、電話・ファクス代、自家用車のガソリン代等
- (3) 光熱水費(他の事業の経費と明確に切り分けられるものは除く)
- (4) 団体等の維持・運営に要する事務所の管理経費など、団体の経常経費や、日常的な活動に必要な経費
- (5) 団体構成員への謝金、人件費
- (6) 用途が明確でない雑費、事務費、予備費
- (7) 領収書等により支払が明確でない経費
- (8) その他、補助対象経費とすることが適当でないと市長が認める経費

【注意事項】

- ① 岡山市社会福祉協議会から令和8年度こどもの居場所等支援活動立ち上げ助成事業を受けた場合、今年度はこの補助金を受けられません。
- ② 令和8年度岡山市社会福祉協議会切山基金「地域をつなぐ活動」支援助成金との併給は可能です。ただし、切山基金で既に補助を受けた経費(重複部分)は除きます。



※1 立ち上げ助成事業…こどもの居場所等支援活動立ち上げ助成事業

※2 切山基金…岡山市社会福祉協議会「地域をつなぐ活動」支援助成金

※3 補助上限あり

7 補助金額

補助金額は、(1)基本活動費 と (2)食材費 の合計額です。

(1) 基本活動費

- ・活動を行うにあたって必要な消耗品等の購入、チラシ印刷代等を補助します。
- ・1年度の開催回数に応じて上限額が異なります。

※実費(補助金の支給対象となる経費で、実際に支払った額)が上限額を下回る場合は、実費を補助します。

開催回数	上限額
12回以上	5万円
6回以上11回以下	2.5万円

【注意事項】

- ・岡山市社会福祉協議会からこどもの居場所等支援活動立ち上げ助成事業を受けた団体は、助成を受けた年度の翌々年度まで、(1)基本活動費 の補助は受けられません。

(例) 令和7年度に当該助成を受けた場合

令和8・9年度 基本活動費は補助対象外(食材費は補助対象)

(2) 食材費

- ・活動にあたり必要な食材費(補助単価に参加したこどもの人数を乗じて得た額)を補助します。
- ・こどもの人数は、補助対象期間中に参加したこどもの人数の合計とします。

※実費(補助金の支給対象となる経費で、実際に支払った金額÷参加者数(大人+こども))が補助単価を下回る場合は、実費を補助単価とみなします。

① こども食堂

- ・こども食堂のみ実施
- ・こども食堂に加え、学習支援、プレーパーク、フリースペース、ユースセンターの取組を組み合わせる場合

168.5円(補助単価)×参加したこどもの人数 上限額 20万円

② こども食堂以外

- ・学習支援、プレーパーク、フリースペース、ユースセンターの取組のいずれか又は複数組み合わせる場合

95.5円(補助単価)×参加したこどもの人数 上限額 20万円

8 補助金の計算

(1)基本活動費 と (2)食材費を合計した額を補助します。

ただし、(1)と(2)を合計した額の百円未満の端数は切り捨てます。

※岡山市ホームページに補助金計算シートを掲載しています。補助金の計算にご活用ください。

【事例1】

・こども食堂を1年度に12回実施。補助対象期間に参加したこどもの人数 292人の場合

(1)基本活動費

かかった経費:チラシ作成等 (15,000 円) + 調理器具や食器等(40,000 円) = 55,000 円

上限 50,000円 … ①

(2)食材費

ア 実費300円(168.5 円(補助単価)を超える場合) $168.5 \text{ 円} \times 292 \text{ 人} = 49,202 \text{ 円} \dots ②$

イ 実費156円(168.5 円(補助単価)を超えない場合) $156 \text{ 円} \times 292 \text{ 人} = 45,552 \text{ 円} \dots ③$

(3)補助金額

ア 実費300円 ①+②=99,202円 99,200円

イ 実費156円 ①+③=95,552円 95,500円

【事例2】

・こども食堂を1年度に6回、学習支援6回実施。補助対象期間に参加したこどもの人数 292人の場合

(1)基本活動費

かかった経費:チラシ作成等 (15,000 円) + 書籍等(40,000 円) = 55,000 円

上限 50,000円 … ④

(2)食材費

ウ 実費300円(168.5 円(補助単価)を超える場合) $168.5 \text{ 円} \times 292 \text{ 人} = 49,202 \text{ 円} \dots ⑤$

エ 実費156円(168.5 円(補助単価)を超えない場合) $156 \text{ 円} \times 292 \text{ 人} = 45,552 \text{ 円} \dots ⑥$

(3)補助金額

ウ 実費300円 ④+⑤=99,202円 99,200円

エ 実費156円 ④+⑥=95,552円 95,500円

【事例3】

・学習支援(おやつや食事の提供なし)を1年度に6回実施。補助対象期間に参加したこどもの人数 292人の場合

(1)基本活動費

かかった経費:チラシ作成等 (15,000 円) + 書籍等(40,000 円) = 55,000 円

上限 25,000円 … ⑦

(2)食材費

かかった経費(補助対象経費) 0円

(3)補助金額

⑦ 25,000円

【事例4】

・こども食堂を1年度に12回実施。補助対象期間に参加したこどもの人数 1,300人の場合

(1)基本活動費

かかった経費:チラシ作成等(15,000円) + 調理器具や食器等(40,000円) = 55,000円
上限 50,000円 … ⑧

(2)食材費

キ 実費300円(168.5円(補助単価)を超える場合) $168.5円 \times 1,300人 = 219,050円$
上限 200,000円 … ⑨

ク 実費156円(168.5円(補助単価)を超えない場合) $156円 \times 1,300人 = 202,800円$
上限 200,000円 … ⑩

(3)補助金額

キ 実費300円 ⑧+⑨=250,000円 250,000円

ク 実費156円 ⑧+⑩=250,000円 250,000円

【事例5】

・こども食堂を1年度に12回実施。補助対象期間に参加したこどもの人数 292人の場合

・基本活動費(合計 55,000円)の中に、令和8年度岡山市社会福祉協議会切山基金「地域をつなぐ活動」支援助成金の補助対象となった経費として、チラシ作成等(15,000円)がある場合

(1)基本活動費

かかった経費:調理器具や食器等(40,000円) 40,000円 … ⑪
チラシ作成等(15,000円)は補助対象外です。

(2)食材費

ケ 実費300円(168.5円(補助単価)を超える場合) $168.5円 \times 292人 = 49,202円$ … ⑫

コ 実費156円(168.5円(補助単価)を超えない場合) $156円 \times 292人 = 45,552円$ … ⑬

(3)補助金額

ケ 実費300円 ⑪+⑫=89,202円 89,200円

コ 実費156円 ⑪+⑬=85,552円 85,500円

※その他、計算方法が分からない場合は、岡山市こども福祉課にお尋ねください。

9 補助金の申請

下記の提出書類を岡山市こども福祉課へ E-mail 又は郵送でご提出ください。

(1) 提出書類

- ① 補助金交付申請書（様式第1号）
- ② 事業計画書（様式第2号）
- ③ 収支予算書（様式第3号）
- ④ 団体構成員名簿（様式第4号）
- ⑤ 団体の活動状況が分かるもの(チラシ・パンフレットや写真等)
- ⑥ 債権者登録申請書（既に債権者登録がある団体は改めて提出する必要はありません）
- ⑦ 団体の規約・会則等

※①～④については、岡山市ホームページよりダウンロードすることができます。

※上記①に記載する代表者と団体構成員名簿の代表者、補助金の振込口座の名義を一致させてください。

※任意団体は、代表者個人の口座には振り込めません。**団体名義の口座を必ず開設**してください。

※⑥について、岡山市に債権者登録をしたことがない場合は、債権者登録申請書(岡山市のホームページからダウンロード可)及び通帳の写し(表紙及び最初の見開きページ)をご提出ください。

※⑦について、①補助金交付申請書に「岡山市社会福祉協議会に提出している会則・規約等をコピーしても構いません」にチェックした団体は、省略できます。なお、会則・規約等がなければ、ご相談ください。

(2) 提出先

岡山市 岡山っ子育成局 子育て支援部 こども福祉課

E-mail:kodomofukushi@city.okayama.jp

郵 送 :〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号

(3) 募集期間

・一次募集 令和8年6月1日(月)～令和8年8月31日(月)

・二次募集 令和8年9月1日(火)～令和9年2月26日(金)

※できるだけ一次募集期間に申し込んでください。

10 補助金の交付決定

岡山市が審査のうえ、適当と認められる団体には、交付の決定を行い、補助金等交付決定通知書により通知します。

※補助金等交付決定通知書は、実績報告時に必要となりますので、紛失しないように保管をお願いします。

※交付決定通知書は、申請してから1ヶ月程度で交付します。

11 実績報告書の提出

令和8年度の取組が完了した後、下記の提出書類を岡山市こども福祉課へ E-mail 又は郵送でご提出ください。

(1) 提出書類

- ① 実績報告書（様式第5号）
- ② 事業報告書（様式第6号）
- ③ 収支決算書（様式第7号）
- ④ 出納簿
- ⑤ 領収書等の写し
- ⑥ 令和8年度中に開催した、チラシや写真等、事業の実施状況が確認できる書類

※①～④については、岡山市ホームページよりダウンロードすることができます。

※⑤領収書等の写しについては、補助金の上限額を超える部分は省略していただいても構いません。

【出納簿の作成について】

・出納簿の様式は自由ですが、補助対象経費について食材費と食材費以外に分けて、次の項目を入れて作成してください。

<出納簿の記載項目>

①日付、②項目(消耗品、印刷代等)、③金額、④内容(△月△日活動分食材 鶏肉等)

※項目ごとに番号を振り、領収書等にも同じ番号を書いておくと、金額の確認に便利です。

【領収書等の提出について】

・支出を証する書類として、領収書(レシートも可)を提出してください。

・領収書等は、食材費と食材費以外に分け、日付順などで整理をして、用紙等に貼り付けてください。

・領収書は、日付、宛名、金額、品名(明確に)、領収者の住所・氏名・印鑑が必要です。

・日付や宛名、品名などがない領収書は、補助対象経費として認められない場合があります。

・レシートの場合は、事業に使ったことを代表者が確認し、団体名を記載し、署名もしくは記名押印したものを提出してください。

補助対象となる経費の領収書等の要件（下記見本例を参照してください）

- ・領収書やレシートの日付が取組対象期間内(令和8年4月1日～令和9年3月31日)であること
- ・領収書等の宛名が申請団体名となっていること（「上様」等は不可）
- ・品目類が記載されていること

【領収書の見本例】

不適正な例

領収書 令和〇年〇月〇日 ① 上様 ② ￥2,000円 但し お品代として 発行者 印
--

① 購入者が特定されていない
② 購入した品物が不明確

適正な例

領収書 令和〇年〇月〇日 ③ △△地域食堂 △△様 ④ ￥2,000円 但し チラシ印刷代として 発行者 印

③ 購入者が補助団体であることが特定されている
④ 購入した品物が明確

12 補助金の額の確定

岡山市が実績報告書及び添付書類を審査し、適当と認められる団体には、補助金の額の決定を行い、補助金等確定通知書により通知します。

補助金の確定を受けた団体は、補助金等確定通知書を受領後、速やかに補助金等交付請求書を岡山市こども福祉課に提出してください。

13 その他（注意事項）

(1) 申請に関すること

- ・補助金の交付申請をする際は、申請前にこの手引きをよく読み、内容を理解したうえで、補助金交付申請書（様式第1号）により申請してください。また、事業終了後は、実績報告書（様式第5号）に必要書類を添えて申請してください。
- ・交付決定は年度単位です。翌年度も補助を受ける場合は、新たに申請が必要です。
- ・申請時から団体情報(団体住所・代表者など)や活動内容(開催場所・開催頻度など)が変わる場合は、変更申請が必要な場合があります。岡山市こども福祉課に相談してください。
- ・活動を中止・廃止する場合も、事前に岡山市こども福祉課に相談してください。

(2) 活動に関すること

- ・活動中は、利用者の安全確保を図ってください。
- ・食事の提供にあたっては、アレルギーを持つ利用者に対する配慮を行ってください。
- ・開催場所では近隣への配慮(迷惑駐車や騒音の防止など)に努めてください。また、近隣や第三者とのトラブルは、団体が責任をもって誠実に対処してください。
- ・政治・宗教・営利を目的とした活動への誘導等を行わないでください。
- ・気になる子どもを見かけたり、支援が必要な家庭がある場合は、状況に応じて各種支援機関(子ども家庭センター、学校、子ども総合相談所など)に相談、連携をお願いします。
- ・個人のプライバシーに配慮し、個人情報の取扱いに十分気を付けてください。活動をする中で得た個人情報は、必要な情報のみを適正な方法で管理してください。また、個人情報は、「補助対象事業を円滑に運営すること」以外の目的では利用しないでください。

(3) 補助金に関すること

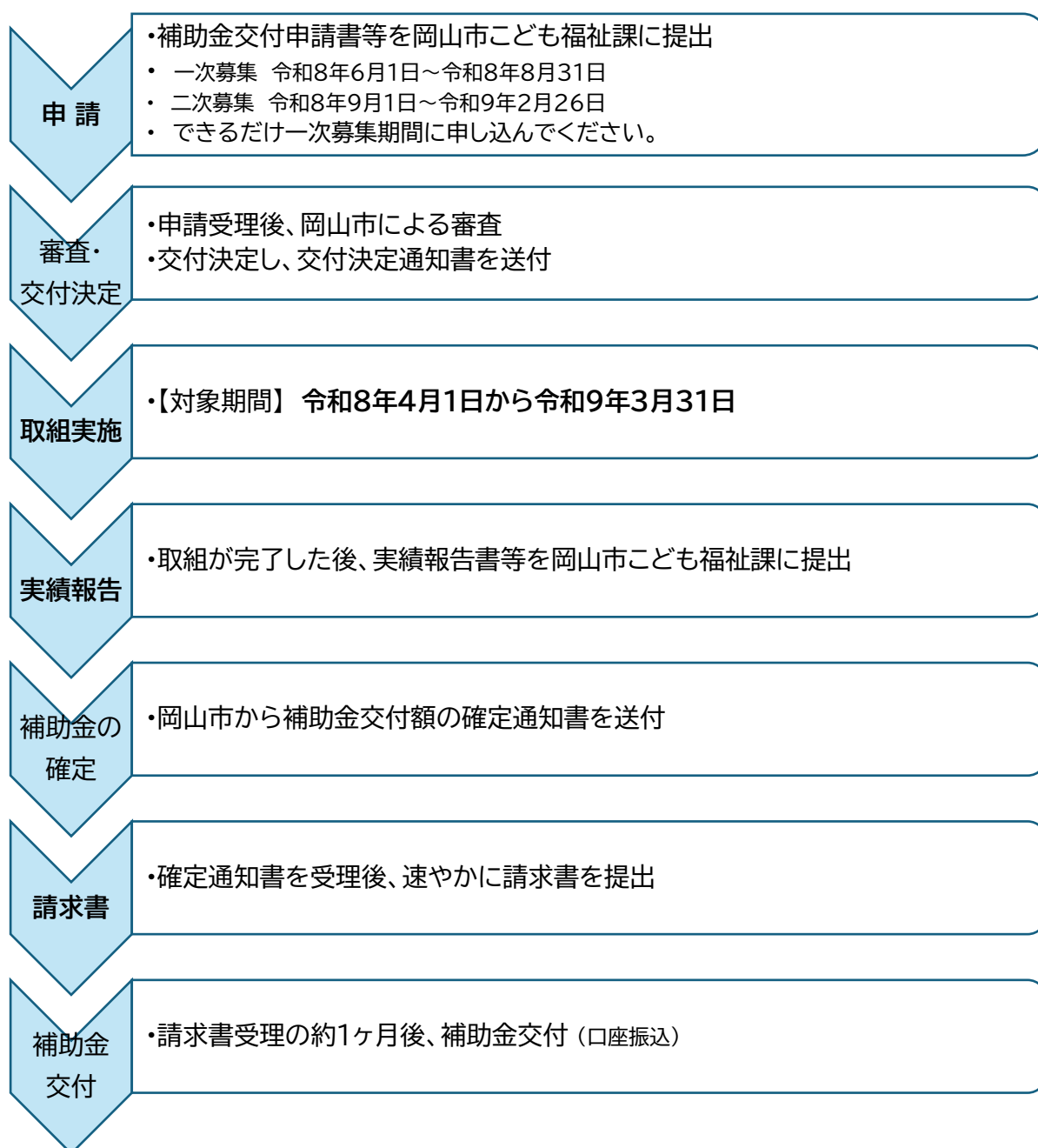
- ・岡山市からの補助金は公金です。用途はいつでも誰に対しても説明できるようにしてください。
- ・補助金の決定にあたっては、岡山市からの委託・補助金(この補助金を除く)及び岡山市社会福祉協議会の令和8年度岡山市社会福祉協議会切山基金「地域をつなぐ活動」支援助成金及びこどもの居場所等支援活動立ち上げ助成事業の申請・交付状況について、市が確認させていただく必要があります。補助金交付申請書(様式第1号)に、市が確認することに対する同意欄がありますので、もれなくチェックをお願いします。
- ・事業内容に疑義が生じたり、実施内容を確認したい場合、岡山市が必要に応じて事業の現地確認をすることもあります。現地確認等にご協力ください。

(4) 個人情報について

- ・申請書類から得た個人情報は、審査、本人への連絡、子ども食堂等こどもの居場所関係の案内など事務作業で使用します。また、法令で認められる場合を除き、本人の同意なく上記目的以外に使用することはありません。



14 補助金の流れ（申請から補助金交付まで）



岡山市 岡山っ子育成局 子育て支援部 こども福祉課
〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号
電 話 : 086-803-1221
F A X : 086-803-1719
E-mail:kodomofukushi@city.okayama.jp